

# 基本問題小委員会中間とりまとめについて【報告】

---

現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制等に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりのために必要な実効性ある対策を具体化するため、実務に精通した関係者を交え、令和5年5月より議論を実施。

## 委員

### (学識者等)

井出 多加子(成蹊大学経済学部教授)  
榎並 友理子(日本IBM株式会社執行役員公共事業統括部長)  
恵羅 さとみ(法政大学社会学部准教授)  
大森 文彦(弁護士・東洋大学法学部名誉教授)  
小澤 一雅(東京大学大学院工学系研究科教授)【委員長】  
蟹澤 宏剛(芝浦工業大学建築学部教授)  
岸上 恵子(公認会計士)  
楠 茂樹(上智大学法学部教授)  
西野 佐弥香(京都大学大学院工学研究科准教授)  
浜田 沙織(株式会社ワーク・ライフバランス取締役)  
堀田 昌英(東京大学大学院工学系研究科教授)

### (受注者側)

青木 富三雄(一般社団法人住宅生産団体連合会環境部長兼建設安全部長)  
荒木 雷太(一般社団法人岡山県建設業協会会長・一般社団法人全国建設業協会前副会長)  
岩田 正吾(一般社団法人建設産業専門団体連合会会長)  
小倉 範之(全国建設労働組合総連合書記次長)  
東 佳樹(一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会政策部会長)

### (発注者側)

仲田 裕一(一般社団法人不動産協会企画委員長)  
松島 進(東京都建設局企画担当部長)  
丸山 優子(株式会社山下PMC代表取締役社長)  
渡邊 美樹(独立行政法人都市再生機構本社住宅経営部次長)

※50音順・敬称略

## スケジュール

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 5月22日 | 第1回会議   | 基本問題小委員会における検討内容について  |
| 6月29日 | 第2回会議   | 請負契約の透明化による適切なリスク分担等について  |
| 7月27日 | 第3回会議   | 教育関係者からのヒアリング等  |
| 8月23日 | 第4回会議   | これまでの議論の整理と対応の方向性について<br>・ 請負契約の透明化による適切なリスク分担<br>・ 適切な労務費や賃金行き渡りの確保・担保<br>・ 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上<br>中間とりまとめ(案)について |
| 9月8日  | 第5回会議   | 中間とりまとめ(案)について  |
| 9月19日 | 中間とりまとめ |   |



▲ 令和5年9月8日 第5回会議の様子

- ✓ 建設業が持続的に発展していくには、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。
- ✓ 同時に、現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりも欠かせない。
- ✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策を取りまとめ。

### 1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

#### (1) 契約における非対称性の解消

- ① **受注者**による**リスク情報提供**の義務化
  - ・見積り時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を義務化
- ② 請負契約に**予備的経費等**に関する事項を**明記**
- ③ オープンブック・**コストプラスフィー方式**の標準請負契約約款の制定

#### (2) 価格変動等への対応の契約上での明確化

- ① 請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進
- ② 価格変動に伴う**請負代金の変更条項を契約書上明確化**
  - ・法定記載事項として「価格変動等が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記

#### (3) 当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化

- ① **当事者間**での**誠実協議**
  - ・請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に契約の当事者間で誠実に協議を実施
- ② 民間事業者への勧告等
  - ・**不当に低い請負代金での契約締結**について、国土交通大臣等の**勧告**対象に、公共発注者だけでなく民間事業者も含める
  - ・不適切な契約是正のため許可行政庁の組織体制を整備

### 2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

#### (1) **標準労務費**の**勧告**

- ・適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告

#### (2) **受注者**における**不当に低い請負代金の禁止**

- ・労務費を原資とする廉売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での契約締結を禁止し、**指導、勧告等**の対象とする

#### (3) **適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置**

- ・建設業者に、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める
- ・標準約款に賃金支払いへのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加

### 3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

#### (1) **適正な工期**の確保

- ① **受注者**による**著しく短い工期**の**禁止**
- ② WLBを実現する働き方改革に関する施策検討
  - ・工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討

#### (2) **生産性**の向上

- ① 建設工事**現場**を適切に**管理**するための**指針**の作成
  - ・ICTの活用等による**現場管理のための指針**を国が作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める
- ② **監理技術者等**の**専任制度**等の合理化

# 1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

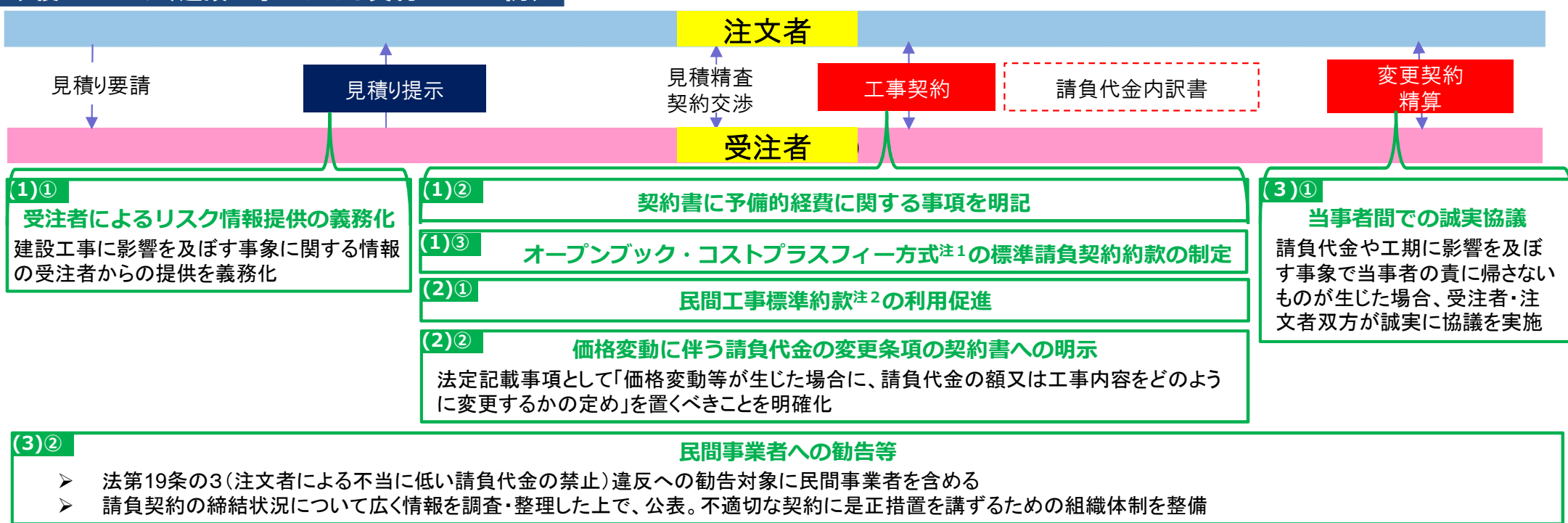
## 現状・課題

- ✓ 発注者が、請負代金の中に含まれる予備的経費等の内容を詳細に把握することは困難であり、受発注者間で情報の非対称が生じている。
- ✓ 価格変動等に対してどのようにリスク管理を行っていくかが契約上不透明な場合、受発注者間に認識の齟齬が発生。
- ✓ 適切なリスク分担がなされない場合、契約当事者のみならず、その下請業者なども含めた建設生産システム全体に経営悪化や不良工事の発生といった悪影響が及ぶおそれがある。

## 対応の方向性

1) 契約における情報の非対称性の解消、2) 価格変動等への対応の契約上での明確化、3) 当事者間でのコミュニケーションを制度的に担保することで、契約の透明化と当事者間での協議を通じたリスクへの対応を実現

## 今後のイメージ(建設工事における契約プロセス例)



※ 契約形態に応じた対応や設計変更等に関する責任分担のあり方についても整理が必要

(注1) 工事に係る支出(コスト)を受注者が開示すること(オープンブック方式)で実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬(フィー)を加算して支払う方式(コストプラスフィー方式)。

(注2) 民間建設工事標準請負契約約款。同約款(甲)第31条において、請負代金額の変更を求め得る場合を規定。

# 2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

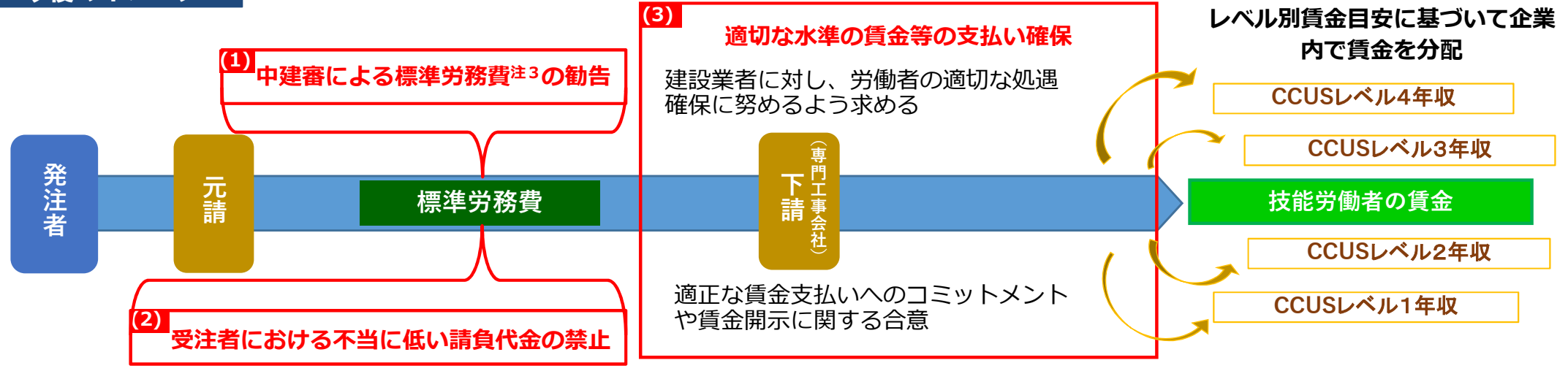
## 現状・課題

- ✓ 労務費等の見積りが曖昧なまま工事を受注した場合、適切な賃金の原資を確保できないおそれがある。また、技能労働者の賃金を能力や経験が反映された適正な水準に設定しようとしても、相場感が分からず取組が進まない。
- ✓ 労務費は、短期的な市況の影響を受けやすく、累次の下請契約等が繰り返される中で、適切な工事実施に必要で、かつ、中長期的にも持続可能な水準の労務費が確保されにくい。この結果、現場の技能労働者への行き渡りも徹底されにくい。

## 対応の方向性

適切な労務費が下請契約等において明確化されるルールを導入しつつ、不当な安値での受注を排除していくことで、技能労働者の能力や経験に応じた適切な賃金の支払いや処遇の改善（賃金の行き渡り）を実現する。

## 今後のイメージ



※ これらを担保する措置の一環として、まずは公共工事において賃金支払い及び社会保険加入状況の実態を適切に把握する取組を検討

### (注3) 標準労務費

適切な工事実施のために計上されるべき、中長期的にも持続可能な水準の標準的な労務費。  
請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割をもたせ、廉売行為を規制するに当たっての参考指標としても用いる。

# 3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

## 現状・課題

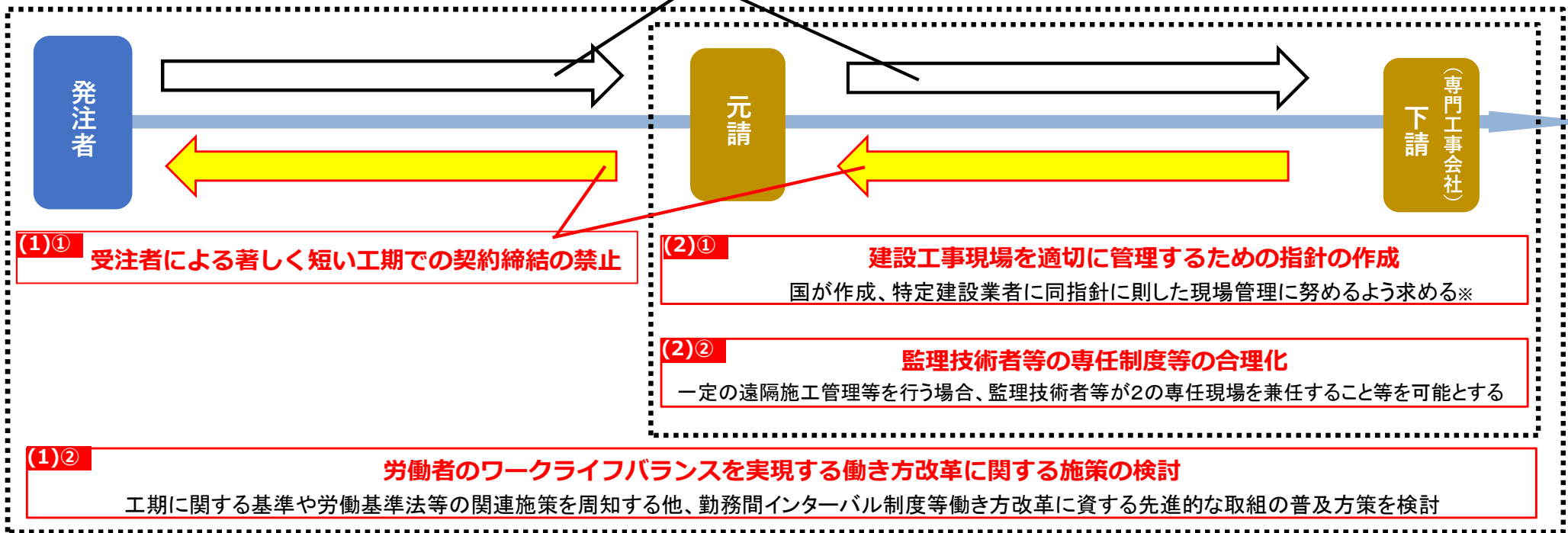
- ✓ 適切な工期が確保されない場合、**技能労働者の就労環境が悪化するおそれがあるのみならず、施工品質や安全面にも影響が生じる可能性**がある。また、週休2日の実現や令和6年4月から適用される罰則付き時間外労働規制への対応が急務。
- ✓ 働き方改革の推進には、事務作業等の効率化が不可欠であるが、これに効果を発揮する**情報通信技術の活用が十分に進んでいない**。このことは、**施工体制管理のさらなる徹底を図る上でも課題**。

## 対応の方向性

**建設生産プロセス全体を通じた適切な工期の確保を徹底するとともに、情報通信技術の活用等による生産性の向上を図ることにより、他産業と比較しても働きやすく、魅力的な就労環境を実現する。**

## 今後のイメージ

注文者による著しく短い工期での契約締結の禁止（現行建設業法第19条の5）



※ 例えばCCUSのように、本人認証や真正性を確認済の情報等を備えたシステムを活用可能とすることで、施工体制の確認やその管理等を徹底していく